

## 証明書等自動交付サービス料金明細書

証明書等自動交付サービス契約約款第24条に定める料金は、本書に定める。

## 1 運営負担金及び委託手数料の金額

運営負担金及び委託手数料の金額は、次のとおりとする。

(1) 運営負担金の金額は、1年間を単位として定めるものとし、下記のとおりとする。

ア コンビニ交付参加団体（ただし、1(1)イに該当する場合を除く。）

表1 運営負担金年額（1(1)アに該当する団体）

区分	団体規模		運営負担金額（年額）	
	市区町村	人口	税込価格（10%）	税抜価格
1	政令市	100万以上	9,879,630円	8,981,482円
2	政令市	100万未満	7,842,593円	7,129,630円
3	市（区）	15万以上	4,787,037円	4,351,852円
4	市（区）	5万以上-15万未満	2,728,000円	2,480,000円
5	市	5万未満	2,218,741円	2,017,038円
6	町村	-	690,963円	628,149円

イ 「小規模市町村向けクラウド基盤の構築によるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入促進に向けた実証事業（令和2年度総務省事業）」の環境を使用して、令和2年度までにコンビニ交付に参加済み又は令和3年度以降に新規に参加する人口3万人未満の市及び町村

表2 運営負担金年額（1(1)イに該当する団体）

区分	団体規模		運営負担金額（年額）	
	市区町村	人口	税込価格（10%）	税抜価格
1	市	3万未満	1,873,259円	1,702,963円
2	町村	-	345,481円	314,074円

※ 表1及び表2のいずれの表においても、区分については、運営負担金を支払う年度の前年度の1月1日現在、住民基本台帳に記載されている人口をもって決定する。なお、年度途中で区分が変更になった場合についても同様とする。

(2) 委託手数料の金額は、証明書1通当たり117円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

## 2 運営負担金の請求

運営負担金の請求については、次のとおりとする。

- (1) 各年度の運営負担金は、当該年度の8月31日までに契約申込者に対し請求する。
- (2) サービス開始初年度については、運営負担金計算方法及び区分別月割金額表に定める計算方法に基づき、サービス開始月からサービス開始月の属する当該年度末までの期間に相当する金額を請求する。なお、請求時期は次表のとおりとする。

表4 サービス開始初年度における運営負担金請求時期

サービス開始初年度におけるサービス開始月	運営負担金請求時期
サービス開始初年度の4月から8月	サービス開始初年度の9月末までに請求
サービス開始初年度の9月から2月	サービス開始月の翌月末までに請求
サービス開始初年度の3月	サービス開始月の月末までに請求

## 3 運営負担金の支払

運営負担金の支払については、次のとおりとする。

- (1) 契約申込者は、前項に示す運営負担金について、機構の請求書を受理した日から起算して30日以内に機構に支払うものとする。
- (2) 運営負担金の支払については、年一括払とする。

## 運営負担金計算方法

## 1 計算方法

年度途中にサービス開始した場合の金額は、年額（税抜き）を月割りにし、サービス開始日の属する月からサービス終了日の属する月までの月数を乗じて算出した額とする。

なお、算出した額の100円未満を切上げとする。

（計算例1）人口100万以上の政令市が、令和3年9月にコンビニ交付を開始する場合

負担金税抜き年額  $(8,981,482) \times 1$  か月分  $(1/12) = 748,456$ （小数点以下切捨て）

1 か月分の運営負担金  $(748,456) \times$  契約月数  $(7) = 5,239,192$

100円未満切上げ  $5,239,192 \Rightarrow 5,239,200$

運営負担金：5,763,120円（消費税及び地方消費税相当額523,920円を含む。）

（計算例2）人口5万以上-15万未満の市が、令和3年11月にコンビニ交付を開始する場合

負担金税抜き年額  $(2,480,000) \times 1$  か月分  $(1/12) = 206,666$ （小数点以下切捨て）

1 か月分の運営負担金  $(206,666) \times$  契約月数  $(5) = 1,033,330$

100円未満切上げ  $1,033,330 \Rightarrow 1,033,400$

運営負担金：1,136,740円（消費税及び地方消費税相当額103,340円を含む。）

（計算例3）証明書等事項交付サービス料金明細書1(1)アに該当する町村が、令和4年2月にコンビニ交付を開始する場合

負担金税抜き年額  $(628,149) \times 1$  か月分  $(1/12) = 52,345$ （小数点以下切捨て）

1 か月分の運営負担金  $(52,345) \times$  契約月数  $(2) = 104,690$

100円未満切上げ  $104,690 \Rightarrow 104,700$

運営負担金：115,170円（消費税及び地方消費税相当額10,470円を含む。）

## 区分別 月割金額表

### 1 証明書等自動交付サービス料金明細書 1 (1)アに該当する団体

#### 政令市（人口 100 万以上）

サービス開始月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
税抜き	8,981,482	8,233,100	7,484,600	6,736,200	5,987,700	5,239,200
税込み(10%)	9,879,630	9,056,410	8,233,060	7,409,820	6,586,470	5,763,120
サービス開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税抜き	4,490,800	3,742,300	2,993,900	2,245,400	1,497,000	748,500
税込み(10%)	4,939,880	4,116,530	3,293,290	2,469,940	1,646,700	823,350

#### 政令市（人口 100 万未満）

サービス開始月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
税抜き	7,129,630	6,535,500	5,941,400	5,347,300	4,753,100	4,159,000
税込み(10%)	7,842,593	7,189,050	6,535,540	5,882,030	5,228,410	4,574,900
サービス開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税抜き	3,564,900	2,970,700	2,376,600	1,782,500	1,188,300	594,200
税込み(10%)	3,921,390	3,267,770	2,614,260	1,960,750	1,307,130	653,620

#### 市及び特別区（人口 15 万以上）

サービス開始月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
税抜き	4,351,852	3,989,200	3,626,600	3,263,900	2,901,300	2,538,600
税込み(10%)	4,787,037	4,388,120	3,989,260	3,590,290	3,191,430	2,792,460
サービス開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税抜き	2,176,000	1,813,300	1,450,700	1,088,000	725,400	362,700
税込み(10%)	2,393,600	1,994,630	1,595,770	1,196,800	797,940	398,970

#### 市及び特別区（人口 5 万以上-15 万未満）

サービス開始月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
税抜き	2,480,000	2,273,400	2,066,700	1,860,000	1,653,400	1,446,700
税込み(10%)	2,728,000	2,500,740	2,273,370	2,046,000	1,818,740	1,591,370
サービス開始月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
税抜き	1,240,000	1,033,400	826,700	620,000	413,400	206,700
税込み(10%)	1,364,000	1,136,740	909,370	682,000	454,740	227,370

市（人口 5 万未満）

サービス開始月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
税抜き	2,017,038	1,849,000	1,680,900	1,512,800	1,344,700	1,176,700
税込み(10%)	2,218,741	2,033,900	1,848,990	1,664,080	1,479,170	1,294,370
サービス開始月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
税抜き	1,008,600	840,500	672,400	504,300	336,200	168,100
税込み(10%)	1,109,460	924,550	739,640	554,730	369,820	184,910

町村

サービス開始月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
税抜き	628,149	575,800	523,500	471,200	418,800	366,500
税込み(10%)	690,963	633,380	575,850	518,320	460,680	403,150
サービス開始月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
税抜き	314,100	261,800	209,400	157,100	104,700	52,400
税込み(10%)	345,510	287,980	230,340	172,810	115,170	57,640

2 証明書等自動交付サービス料金明細書 1 (1)イに該当する団体

市（人口 3 万未満）

サービス開始月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
税抜き	1,702,963	1,561,100	1,419,200	1,277,300	1,135,400	993,400
税込み(10%)	1,873,259	1,717,210	1,561,120	1,405,030	1,248,940	1,092,740
サービス開始月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
税抜き	851,500	709,600	567,700	425,800	283,900	142,000
税込み(10%)	936,650	780,560	624,470	468,380	312,290	156,200

町村

サービス開始月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
税抜き	314,074	287,900	261,800	235,600	209,400	183,300
税込み(10%)	345,481	316,690	287,980	259,160	230,340	201,630
サービス開始月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
税抜き	157,100	130,900	104,700	78,600	52,400	26,200
税込み(10%)	172,810	143,990	115,170	86,460	57,640	28,820